

# サイバーセキュリティお助け隊サービス 基準適合性審査

## 提出書類作成ガイドンス 2025.6.11

- A① サービス説明書
- B③ 会社情報・パートナー・コンソーシアム情報
- C④ インシデント発生時の対応フロー

本ガイドンスは、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準適合性審査へ申請の際に提出が必要な以下の書類について、作成時の注意事項やポイントを例示したものです。

書類については様式等を限定するものではありませんが、サイバーセキュリティお助け隊サービスに求められる全ての要件やサービス提供時の対応について、過不足なく記載されている必要があります。

- ▶ A① サービス説明書
- ▶ B③ 会社情報・パートナー・コンソーシアム情報
- ▶ C④ インシデント発生時の対応フロー

書類の符号・番号については「申請時提出書類一覧」をご参照ください。

## 1 書類構成について

- ・以下の書類は単独作成、合冊作成のいずれも可能です。
- ・合冊で作成する場合は、「A①サービス説明書」に統合して下さい。
- ・各項目は例示の順番とし、必ず目次を入れて下さい。

### 合冊時の統合例

#### A① サービス説明書

1. サービス概要（特長・ポイント）
2. 監視方法について
3. 監視機器について
4. 平時の対応・保守について
5. 緊急時の対応について
6. 駆付け支援について（体制）
7. 問い合わせ窓口
8. サービス提供価格
9. 簡易サイバー保険について

説明書の最初の部分に挿入

#### B③ 会社情報・パートナー・コンソーシアム情報

- ・概要
- ・事業案内
- ・組織図
- ・パートナー・コンソーシアム情報

#### C④ インシデント発生時の対応フロー

- ・サービス提供のフロー図
- ・サービス対象地域でのフォローアップ体制
- ・インシデント発生時の対応案内（連絡先）
- ・簡易サイバー保険に関する案内

## 2 A①サービス説明書

- ・適切なイメージ図や表を用いて、ユーザーに分かりやすく説明がされていること。
- ・サービス基準に定められた全ての要件について具体的に記載されていること。

必ずご確認ください。



### サイバーセキュリティお助け隊サービス基準（2.0版）

<https://www.ipa.go.jp/security/sme/otasuketai/nq6ept000000faii-att/000092713.pdf>

#### 第2章 お助け隊サービス（1類サービス）の基準に関する事項

##### 1. 要件

- (1) 相談窓口
- (2) 異常の監視
- (3) 緊急時の対応支援
- (4) 中小企業等でも導入・運用できる簡単さ
- (5) 簡易サイバー保険
- (6) 上記要件のワンパッケージ提供
- (7) 中小企業等でも導入・維持できる価格等

全て必須です。

### A① サービス説明書

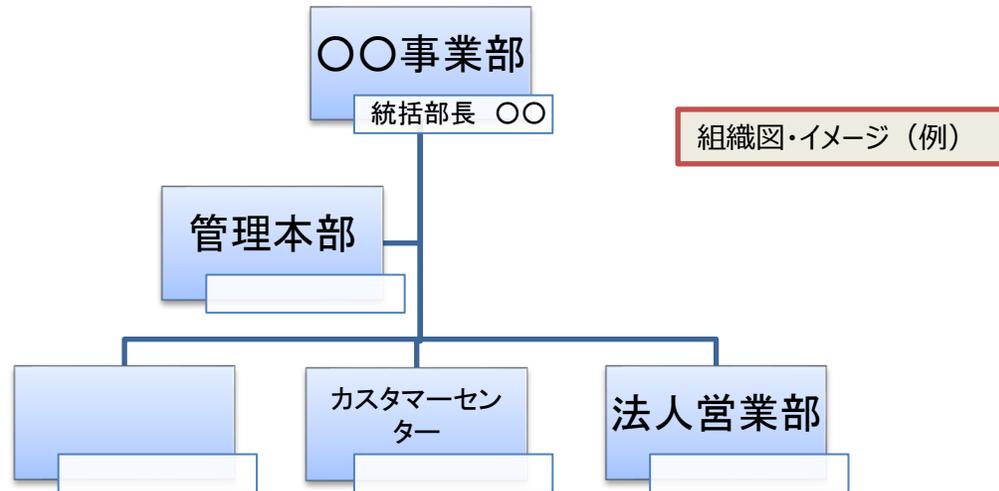
1. サービス概要（特長・ポイント）
2. 監視方法について
3. 監視機器について
4. 平時の対応・保守について
5. 緊急時の対応について
6. 駆付け支援について（体制）
7. 問い合わせ窓口
8. サービス提供価格
9. 簡易サイバー保険について

サービス説明書の目次の順番に合わせて作成して下さい。

### 3 B③会社情報・パートナー・コンソーシアム情報

- ・既存の「会社案内（最新版）」の提出でも可。
- ・実施主体・パートナー会社がそれぞれ担う役割を明示して下さい。
- ・組織図等（任意の様式）には補足する情報を追記し作成して下さい。

既存の「会社案内」を提出する場合でも、コンソーシアムとしての連携状況がわかる資料（連絡体制・業務フロー など）を作成して下さい。



#### B③ 会社情報・パートナー・コンソーシアム情報

- ・概要
- ・事業案内
- ・組織図
- ・パートナー・コンソーシアム情報

<補足する情報>

サービス提供部門（部署等）を明確に記載

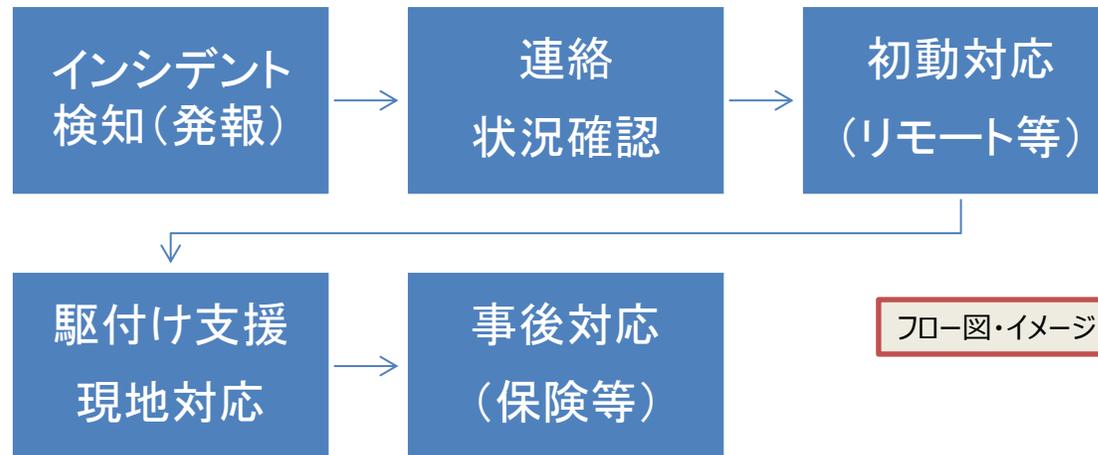
- ・実施責任者氏名
- ・部署所属の保有人員 等

**申請書に記載の対象地域に対して、サービス提供が可能であること、駆付け支援や保守等の対応について支障がない体制（拠点・営業所）が整っていることを明示して下さい。**

#### 4 C④インシデント発生時の対応フロー

- ・インシデント発生時の対応について、ユーザーに分かりやすく案内されていること。
- ・対応の範囲について（発報～駆付け支援等）記載されていること。
- ・サイバー保険の対象や限度額、また、申請方法などが説明されていること。

※セキュリティ上重大なインシデントが検知されてから、インシデントを解決するまでの対応方法についてフロー図等を用いて具体的に説明をしてください。



- ・通知、発報の方法
- ・対応開始となるトリガー
- ・対応に関する時間的目安
- ・制限事項 など

フロー図・イメージ (例)

←各フェーズで、誰が何を行うのかをフロー図に補足し作成して下さい。

※簡易サイバー保険の取り扱いについて以下が記載されていること。  
保険の対象、限度額、免責事項、対応窓口、など  
(別途、保険会社作成の保険に関する説明書の提出を推奨。)

#### C④ インシデント発生時の対応フロー

- ・サービス提供のフロー図
- ・サービス対象地域でのフォローアップ体制
- ・インシデント発生時の対応案内（連絡先）
- ・簡易サイバー保険に関する案内

本ガイドンスは、サイバーセキュリティお助け隊サービス基準の改定や、適合性審査の実施に関し変更等がある場合、また、補足する内容が追加される場合には更新がされます。

本ガイドンスは、申請サービスの適合性可否に関し審査結果を予断するものではありません。